

質屋営業取扱規程

昭和31年10月22日
都公委規程第3号

存	続	期	間
---	---	---	---

- 〔沿革〕 昭和32年 7月 都公委規則第7号（い）
37年 6月 同規程第3号（ろ）
38年 3月 同第1号（は）
45年 6月 同第3号（に）、9月同第4号（ほ）
47年 4月 同第3号（へ）、10月同第7号（と）
49年 1月 同第1号（ち）
平成 5年 3月 同第4号（り）
7年 1月 同第2号（ぬ）
9年 9月 同第3号（る）
10年 9月 同第4号（を）
12年 5月 同第3号（わ）
13年12月 同第9号（か）
20年 1月 同第1号（よ）
28年 2月 同第1号（た）
令和 元年 6月 同第5号（れ）、12月同第8号（そ）
2年 3月 同第3号（つ）、12月同第7号（ね）改正

（準拠）

第1条 質屋に関する許可その他の事務は、質屋営業法（昭和25年法律第58号）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより取り扱うものとする。（つ）

（願、届書類の様式）

第2条 東京都公安委員会に対する営業許可その他の申請書及び届書類の様式は、別記様式第1から第4までのとおりとする。（を）

付 則

（施行期日）

- この規程は、昭和31年11月1日から施行する。
（廃止規程）
- 質屋営業法令取扱規程（昭和25年7月1日東京都特別区公安委員会規程第5号）は、廃止する。
（経過規程）
- 東京都公安委員会において発効した従前の「質屋従業者の証」は、その有効期間として記載されている期間中は、なお効力を有するものとする。

付 則（昭和32年7月都公委規則第7号）抄

- この規則は、昭和32年7月15日から施行する。

付 則（昭和37年6月都公委規程第3号）抄

- この規程は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月都公委規程第1号）

（施行期日）

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又は

この規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月都公委規程第5号）

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年12月都公委規程第7号）

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。